

下山土地区画整理事業地内の住所変更について

下山土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地処分公告の翌日〔令和6年7月13日（土）〕から対象地区にお住まいの皆様が住所が変更されます。

※法務局の登記事務停止期間について

換地処分公告の翌日から、土地区画整理事業による登記書換え作業が行われ、作業が終了するまで土地区画整理事業地内の登記事務が停止されます。登記事務停止期間中（換地処分公告の翌日から1か月程度）は、土地区画整理事業地内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定や抹消等の登記）ができなくなります。ご注意ください。

1 町名地番変更証明書について

住所が変更されたことを公的に証明する書類として、町名地番変更証明書を下記の窓口で発行（無料）します。この書類は、登記等の所有者の表示変更登記や自動車運転免許証の住所変更などの際に必要となります。

必要となる変更証明書	発行窓口
個人の住所の変更証明書（町名地番変更証明書）	市役所市民課、Nピア
法人の所在地の変更証明書	市役所税務課
地番変更証明書	市役所行政課

※ 町名地番変更証明書及び法人の所在地の変更証明書は、令和6年7月13日（土）の時点で、市内に住民登録をしている方又は本市へ法人設立申請があり、閉鎖されていない法人に対してのみ発行されます。

※ 証明書申請の際には、本人確認できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

2 住所変更に伴う各種住所変更手続について

主なものについて、手続の要否や手続方法、問合せ先をまとめましたのでご確認ください。

① 官公署が新しい住所に書き換えるもの（届出の必要はありません。）

住民基本台帳（住民票）、戸籍、印鑑登録など	市役所 市民課 電話 56-0607
不動産登記の表題部の所在地番欄及び家屋番号欄	名古屋法務局 名東出張所 電話 052-703-2322

※次のものは、次回更新まで旧住所のままとします。次回更新前に住所変更を希望される方はお問合せください。

名称	問合せ先
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証	市役所 保険医療課 国保年金係 電話 56-0618
後期高齢者医療被保険者証 子ども医療費受給者証※1 障害者医療費受給者証 母子・父子家庭医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証 自立支援医療受給者証（精神通院）※2	市役所 保険医療課 医療係 電話 56-0617
※1 更新がないため、住所変更を希望される方はお問合せください。 ※2 自立支援医療受給者証（精神通院）とあわせて使用しているピンク色の証は更新がないため住所変更を希望される方はお問合せください。	
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定書	市役所 長寿課 介護保険係 電話 56-0613
自立支援医療受給者証（更生医療、育成医療） 障害福祉サービス受給者証 地域生活支援事業利用者証	市役所 福祉課 障がい福祉係 電話 56-0614

② ご自身で住所表示の変更手続きをしていただく主なもの

(このようなことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 申請・届出先	(なにをもって) 提出書類等	(いつまでに) 手続の期限
土地・建物等（不動産登記） 不動産所有者の住所変更登記 <small>*登記申請ができるのは登記事務停止期間終了後となります。</small>	土地・建物登記記録 における所有権の 登記名義人	名古屋法務局 名東出張所 電話 052-703-2322	・登記申請書 ・町名地番変更証明書 ・印鑑	期限はありません。 (令和8年4月1日 以降は義務化されま す。) ※1の町名地番変更証明 書を添付することで、登 録免許税が免除されま す。
抵当権者等の住所変更登記	土地・建物登記記録 における抵当権等 の登記名義人			
会社など（商業・法人登記） 法人の本店（主たる事務所）及 び代表者等の住所変更登記	換地処分された結 果、登記の内容に変 更を生じた法人の 代表者	名古屋法務局 法人登記部門 電話 052-952-8711	・登記申請書 ・町名地番変更証明書 ・印鑑（法務局登録印 に限る。）	速やかに変更手 続をしてくださ い。
自動車運転免許証	免許証をお持ちの 方	愛知県警察 運転免許試験場 電話 052-801-3211	・運転免許証 ・町名地番変更証明書	速やかに変更手 続をしてくださ い。
住民基本台帳カード	住民基本台帳カー ドをお持ちの方	市役所市民課 電話 56-0607	住民基本台帳カード	速やかに変更手 続きをしてくだ さい。 市役所にて新住 所に裏書きしま す。
マイナンバーカード	マイナンバーカー ドをお持ちの方		マイナンバーカード	
在留カード 特別永住者証明書	在留カード又は特 別永住者証明書 をお持ちの方		在留カード又は 特別永住者証明書	
年金	受給者の方及び国 民年金加入者の方 <small>※厚生年金・共済年金に加入している方及びその扶養 配偶者の方は、勤務先に住 所の変更をお知らせくださ い。</small>	受給者の方 年金ダイヤル 0570-05-1165 国民年金加入者の方 年金加入者ダイヤル 0570-003-004	マイナンバーカード 又は年金手帳、身分証 明書	原則、手続不要で す。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所福祉課 電話 56-0614	・障害者手帳 ・町名地番変更証明書	速やかに変更手 続をしてくださ い。
特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方		・証書 ・町名地番変更証明書	
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	市役所子ども家庭課 電話 56-0633	・証書 ・町名地番変更証明書	速やかに変更手 続をしてくださ い。
愛知県遺児手当	受給者の方		・印鑑 ・町名地番変更証明書	

金融機関や生命保険等、個人が所有・加入しているものは、それぞれ対応が異なりますので、当該機関へお問合せください。

※このほかにも法令等により届出を要するものは、それぞれの所定の手続をしてください。

長久手市役所総務部行政課
電話 0561-56-0605